

スーダン

特許規則

1981年7月8日施行

目次

- 規則 1 規則の呼称及び施行
- 規則 2 定義
- 規則 3 特許出願
- 規則 4 発明の特許願書及び図面に対する要件
- 規則 5 図面に関する表示
- 規則 6 特許の付与及び更新
- 規則 7 公報公告手数料
- 規則 8 特許の譲渡及び承継による移転
- 規則 9 外国語の使用
- 規則 10 特許原簿
- 規則 11 特許の写の入手
- 規則 12 特許代理人としての勤務を委任される者
- 規則 13 特許代理人の免許
- 規則 14 特許出願証の交付
- 規則 15 誤記の訂正
- 規則 16 特許内容に関する情報の請求
- 規則 17 特許出願の譲渡及び承継による移転の公告
- 規則 18 任意ライセンスの公告
- 規則 19 強制ライセンスの公告
- 規則 20 実施許諾用意の公告
- 規則 21 特許の権利放棄の公告
- 規則 22 裁判所による取消及び無効の判決の公告

規則 1 規則の呼称及び施行

本規則は、「1981年特許法施行規則」として引用することができ、その署名日に施行する。

規則 2 定義

本規則において、

(a) その中で引用され、かつ、1971年特許法において定義された語及び表現については、前記法律中のものと同一の意味を有するものとする。

(b) 文脈上、別意に解釈することを必要としない限り、

「様式」とは、本規則に添付の第2附則に表示した何等かの様式を意味する。

「手数料」とは、本規則に添付の第2附則に表示した手数料を意味する。

「法律」とは、1971年特許法を意味する。

「連絡先」とは、スーダン国内に住所を有していない外国からの特許出願人によりスーダン民主共和国内に指定された住所を意味する。

「登録官」とは、商業登記総務の長を意味する。

「代理人」とは、規則12に従って委任された代理人を意味する。

「特許」とは、規則6に基づいて付与された発明特許を意味する。

規則 3 特許出願

法第12条の規定に従うことを条件として、特許出願は、本規則に添付の様式1を使用の上、登録官に対して行われなければならない。

規則 4 発明の特許願書及び図面に対する要件

(1) (2)の規定に従うことを条件として、特許出願については、次の要件を順守しなければならない。

(a) 出願書類は、A4サイズ(29.7cm×21cm)の用紙で提出しなければならない。

(b) 余白は次の通りとする。

(i) 1枚目の最上部：8cm

(ii) 2枚目以降の最上部：2cm

(iii) 用紙の左側に余白のとき：2.5cm

(iv) 最下部：2cm

(v) 用紙の右側に余白のとき：2cm

(c) 度量衡単位は、メートル法で表示する。

(d) 温度は、摂氏の度で表示する。

(e) 密度は、メートル法で表示する。

(f) 熱、光、エネルギー、音、及び磁気、並びに数式、電気の単位、及び化学式は、国際慣行ルールに従って表示する。

(g) 全出願書類は、静電印刷、写真オフセット、マイクロフィルム及び写真によって直接複製できるもので提出しなければならない。

(h) 各用紙の片面のみを使用しなければならない。全用紙は、シワ又は裂け目、削除、抹消、行間挿入及び訂正があってはならない。用紙は、折り曲げてはならない。

(i) 使用の全用紙には、連続番号を付けなければならない。当該番号は、用紙最上部中央に

付けなければならない。

(2) 発明について図面があるときは、それに関する限り、次の要件を順守しなければならない。

(a) 図面作成には、濃黒色のインクを使用しなければならない。

(b) 線は、明瞭で線間を十分引き離さなければならない。

(c) 影線は、できるだけ避けなければならない。

(d) 寸法表示は、十分に明瞭であり、適当な理解に必要な箇所のみ限定しなければならない。寸法を入れるときは、文書体よりも製図法で表現しなければならない。

(e) 使用の文字及び数字は、図面の異なる箇所にあっても、統一して使用しなければならない。それらの参照箇所とは簡明な細い線で結ばなければならない。

(f) 図面の何等かの箇所を参照する文字及び数字並びにそれらを図面から引き離す線は、インクで記入しなければならない。

(g) 図面用紙には、写真複製を妨げる虞があるものが一切あってはならない。

(h) 図面は、A4 サイズ(29.7cm×21cm)用紙で左右の余白各 2cm のものに作成しなければならない。各紙に連続番号を付した場合は、複数枚を使用することができる。

(i) 用紙 1 枚が複数の図形を含むときは、各図形は、十分引き離さなければならない。

規則 5 図面に関する表示

(1) 図面付きの用紙には、次のものを記入しなければならない。

(a) 左最上部に出願人の名称

(b) 右最上部に図面が作成された用紙の番号及び各用紙の連続番号

(c) 用紙右最上部で、(b)に挙げた表示の下に記入の「原本」の語

(d) 用紙左最上部で、(a)に挙げた表示の下に記入の図面付き用紙の提出日

(e) 用紙の右最下部に出願人又はその代理人の署名

(2) 図面付きの用紙には、発明の明細書又は名称に関する表示を記入してはならない。

(3) 図面付きの用紙の認証謄本については、(1)に挙げた表示を含む他、「認証謄本」と記入されたものを提出しなければならない。

規則 6 特許の付与及び更新

(1) 登録官は、発明者に対して、本規則に添付の様式 7 で特許証を発行しなければならない。

(2) 法第 25 条(1)に従うことを条件として、特許の更新請求書は、本規則に添付の様式 6 で登録官に対して提出し、所定の手数料を添付しなければならない。

規則 7 公報公告手数料

発明者は、更に特許の付与を通知されたときは、公報で公告のため所定の手数料を登録官に対して納付しなければならない。

規則 8 特許の譲渡及び承継による移転

特許の譲渡又は承継による移転の出願は、所定の手数料を納付の上、登録官に対して本規則に添付の夫々様式 3 又は様式 4 で行わなければならない。

規則 9 外国語の使用

登録官は、必要なときは、出願人に外国語の使用を許可することができる。使用の外国語が登録官にとって理解できないときは、登録官は、出願人がアラビア語又は英語への翻訳文をその者の願書に添付するよう請求することができる。

規則 10 特許原簿

登録官は、特許原簿を備え付け、それに対して、本規則に添付の様式 10 に表示した通りスーダン民主共和国において付与された特許を全て登録しなければならない。

規則 11 特許の写の入手

- (1) 何人も、所定の手数料を納付の上、特許庁において登録された特許の写を入手することができる。
- (2) 登録官は、特許の写が海外での使用を意図されているときは、それが発行する特許の写に署名し、かつ、特許庁の公印を押捺しなければならない。

規則 12 特許代理人としての勤務を委任される者

次の者は、特許代理人として勤務することができる。

- (a) スーダンにおいて 1970 年法曹職業法又は何等かの代替法に基づき勤務することを認可された弁護士
- (b) スーダンにおいて勤務することを認可された公認会計士
- (c) スーダン大学卒業か又は同等の学位を有するスーダン国民
- (d) 特許分野において少なくとも 5 年の経験を有するスーダン国民

規則 13 特許代理人の免許

- (1) 何人も、特許代理人として勤務する資格を有し、かつ、それとして勤務しようとする者は、本規則に添付の様式 2 で登録官に対して申請しなければならず、必要な資格証明書及び書類、並びに所定の手数料を添付しなければならない。
- (2) 特許代理人の免許は、毎年 1 回 1 月中に更新しなければならない。
- (3) 登録官は、登録名簿を備え付け、それにスーダンにおいて特許代理人として勤務することができる有資格者の名称について、本規則に添付の様式 11 に表示の通り、登録しなければならない。
- (4) 代理人が書留郵便による書面通知後 30 日以内に更新手数料を納付することを怠ったときは、その者の名称は登録名簿から抹消されなければならない。当該通知期間は、当該書留郵便の送付日から起算されるとみなすものとする。
- (5) 長官は、その必要と認めるところに従って、そうすることが公共の利益に沿うときは、特許代理人の免許を取り消すか又は制限することができる。

規則 14 特許出願証の交付

- (1) 特許出願人は、その者が外国に特許出願しようとするときは、スーダンにおいて出願済の事実を立証する証明書の交付を請求することができる。当該証明書には、それが交付された目的の表示を記載し、特許願書及び添付書類の写を添付しなければならない。当該請求は、

本規則に添付の様式 5 で行わなければならない。出願人は、所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 登録官は、(1)の規定に従って、様式 8 で当該証明書を交付しなければならない。

規則 15 誤記の訂正

特許権者は、特許願書、明細書、若しくは特許証における又は特許原簿に記載済の何等かの陳述における誤記の訂正を登録官に対して請求することができる。特許権者がかかる誤記に対して責任があるときは、その者は、所定の手数料を納付しなければならない。

規則 16 特許内容に関する情報の請求

登録官は、特許出願人又はその代理人に対して、所定の手数料を納付の上公報に公告のため法第 19 条(1)に規定された特許内容に関する情報をアラビア語又は英語で提出するよう請求しなければならない。

規則 17 特許出願の譲渡及び承継による移転の公告

登録官は、所定の手数料の納付があったときは、法第 26 条(3)に基づいて登録された特許出願若しくは特許自体の譲渡又は承継による移転について、公報で公告しなければならない。

規則 18 任意ライセンスの公告

登録官は、所定の手数料の納付があったときは、法第 28 条(3)に基づいて登録された任意ライセンスについて、公報で公告しなければならない。

規則 19 強制ライセンスの公告

登録官は、所定の手数料の納付があったときは、法第 44 条(4)に従い強制ライセンスを裁定する裁判所の判決について、公報で公告しなければならない。

規則 20 実施許諾用意の公告

登録官は、所定の手数料の納付があったときは、法第 45 条(1)に基づく「実施許諾用意」の文言を公報で公告しなければならない。

規則 21 特許の権利放棄の公告

登録官は、所定の手数料の納付があったときは、法第 46 条(3)に基づいて登録された特許の権利放棄について、公報で公告しなければならない。

規則 22 裁判所による取消及び無効の判決の公告

登録官は、法第 47 条(1)に基づいて裁判所によって下された特許の取消又は無効の宣告について、それを特許原簿に記載の上、公報で公告しなければならない。公報公告手数料は、判決の受益者によって納付されなければならない。